㈣　意見の表明についての期限　平成二十九年十月十日
㈤　情報の提供についての期限　平成二十九年九月十一日
なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。
九　その他参考となるべき事項
㈠　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。
イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実
ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実
㈡　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先
東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室
㈢　その他　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

○財務省告示第八十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件（平成二十年財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき、財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を次のように定め、平成二十年三月一日から適用し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第十七条第一項から第四項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十四年十二月財務省告示第四百六十九号）は、平成二十年二月二十九日限り、廃止する。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき、財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を次のように定め、平成二十年三月一日から適用し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第十七条第一項から第四項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十四年十二月財務省告示第四百六十九号）は、平成二十年二月二十九日限り、廃止する。

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者（同項第一号から第十五号まで、第三十号及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。次号において「特定事業者」という。）のうち次に掲げる者
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社横浜銀行
株式会社北陸銀行
株式会社静岡銀行
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
三井住友信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社
野村信託銀行株式会社
オリックス銀行株式会社
株式会社しんきん信託銀行
農中信託銀行株式会社
あおぞら信託銀行株式会社
新生信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
株式会社新生銀行
株式会社あおぞら銀行
株式会社ゆうちょ銀行
信金中央金庫
労働金庫連合会
信用協同組合連合会
農林中央金庫
株式会社商工組合中央金庫
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する外国投資家による同条第二項に規定する対内直接投資等により設立された銀行

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者（同項第一号から第十五号まで、第三十号及び第三十六号に掲げる特定事業者に限る。次号において「特定事業者」という。）のうち次に掲げる者
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社横浜銀行
株式会社北陸銀行
株式会社静岡銀行
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
三井住友信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社
野村信託銀行株式会社
オリックス銀行株式会社
株式会社しんきん信託銀行
農中信託銀行株式会社
あおぞら信託銀行株式会社
新生信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
株式会社新生銀行
株式会社あおぞら銀行
株式会社ゆうちょ銀行
信金中央金庫
労働金庫連合会
信用協同組合連合会
農林中央金庫
株式会社商工組合中央金庫
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する外国投資家による同条第二項に規定する対内直接投資等により設立された銀行